

保育士養成課程・幼稚園教員養成課程における相談援助科目の教授内容の研究 「教育相談」を中心として

中原 大介*

要約

本稿では、保育士養成課程と幼稚園教員養成課程（正式には、本学は短期大学に幼稚園教諭免許状取得に必要な科目を設置した課程を有するが、便宜上「幼稚園教員養成課程」と表現する）それぞれに配置されている「相談援助」に関連する教科目について検討を行った。

特に幼稚園教員養成課程におかれている「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」について、その歴史と教授内容について概観し、保育士養成課程におかれている「相談援助」、「保育相談支援」科目との比較検討を行った。

その結果、保育士、幼稚園教諭ともに保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援の必要性が高まる中に有りながら、幼稚園教員養成課程においては、相談援助に関連する科目を必修科目としているが、その教授内容については保護者の支援、子育て家庭に対する支援について充分含まれていないことがわかった。

保育士、幼稚園教諭はどちらも子ども達の発達を保障し、またその保護者の支援を行う専門職である。その為には、幼稚園教員養成課程においても保護者理解や保護者支援に関する知識、技術の習得が不可欠である。その為保育士養成課程の相談援助科目との系統性も考慮しながら、ソーシャルワークなど福祉的な視点も含めた保護者支援に関する教授内容の充実が必要であると考えられる。

キーワード： 教育相談 保護者支援 相談援助 幼稚園教員養成課程 保育士養成課程

2010年9月30日受理（教育研究）

はじめに

本学は指定保育士養成施設であると同時に幼稚園教諭二種免許状を取得することのできる養成課程を併せ持っている。

2008年には保育所保育指針、幼稚園教育要領の改定、告示が行われ、保育士養成課程においても2010年に新養成課程が告示された。

改定の際、従来「社会福祉援助技術」とされていた科目が「相談援助」として変更され、さらに「保育相談支援」という科目についても追加されることになった。このことは、保育士にとって保護者等の相談に

応じ、援助することの重要性がますます高まっている事を示していると考えられる。

本稿において、乳幼児に関わる保育・幼児教育の専門職が「相談・援助」を行う役割を担う重要性とその養成課程について論じることとする。特に、幼稚園教員養成課程に設置されている「生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目」と保育士養成課程における「相談援助」「保育相談支援」等の相談援助に関する教科目について、養成課程における位置づけや教授内容を比較検討する。幼稚園教員養成課程における「生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目」について、

*大阪健康福祉短期大学

連絡先

〒590-0014 堺市堺区田出井町2-8

大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科

E-mail: d.nakahara@kenko-fukushi.ac.jp

「相談援助」という位置づけを持った科目の教授内容について考えることとする。

1. 幼稚園教育要領と保育所保育指針における「相談援助」のとらえ方

保育所保育指針においては、「相談援助」にまつわる事柄を次のように規定している。

「第1章総則」においては、「(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。」とし、また、「(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。」とされている¹。

また、3項の「保育の原理」においては「イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。」としており、保育士の役割として専門性を駆使しながら保護者支援や地域の子育て家庭の支援を積極的に行う役割を期待されていることが読み取れる。また、「第6章 保護者の支援」においてもその基本として、「(5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人ひとりの自己決定を尊重すること。」と記されている。保育所に入所している保護者の支援については「(1) 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。」などとなっている。

一方、幼稚園教育要領においては第3章 指導計画作成上の留意点の中に「(5) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」などとなっている²。

どちらにおいても入園、入所している子どもたちの保護者のみならず地域の子育て家庭に対する支援など

についても記述されており、その重要性については日々増していると考えられる。どちらにおいても、子どもの発達を踏まえた上で保育、教育を行うこととあわせて悩みを抱える保護者を支援し、相談に応じることの重要性が明記されている。

しかし、保育所保育指針におけるその記述はより詳しく具体的な記述となっており、幼稚園教育要領における記述との違いについて検討の必要がある³。

2. 幼稚園教員養成課程、保育士養成課程における「相談援助」科目について

幼稚園教育要領、および保育所保育指針の改定に伴って、そのカリキュラムも大きく変化をしてきた。ここでは、その変遷について「相談援助」科目の変化を追うこととする。

従来の「社会福祉援助技術」とされ、科目名が今回の変更となった「相談援助」科目については、「相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる必要があり、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。」とされており、また「子どもに対する支援だけでは問題の根本的な解決にならず、保護者に対する助言、指導等が必要な場合が多いので、保護者も含めた支援により子どもの福祉を図るという観点が必要である。」とされている⁴。

つまり、子どもの心身の発達を保障するために、子どものニーズや保護者のニーズをいかにとらえ、子どもの支援と共に保護者に対する助言・指導を行うための理論や技術を習得するかということが「相談援助」の教授内容として求められると考えられる。

現行の幼稚園教員養成課程や保育士養成課程は主に戦後の学校教育法、児童福祉法によってその基礎を形作られた。教育職員免許法及び同施行規則によると、幼稚園教員養成課程においては1998年の改定をもって「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が新たな教科目として加えられたとされている⁵。つまり、戦後1949年に施行された同法、同施行規則から約50年の経過があつて、初めて幼稚園教員養成課程に「相談援助」科目がその位置づけを与えられたとして考えてよいだろう。

一方、保育士養成課程については1948年の児童局長

通知「保育士養成施設の設置及び運営に関する件」(児発第105号)のなかに「ケースワーク」、「グループワーク」の教科目設置が認められ、早期の段階から「相談援助」について学習するカリキュラムが設置されていたと考えることができる。その後、今日に至るまでに計6回の保育士養成課程の改定が行われてきたが、この「ケースワーク」、「グループワーク」という科目設定はほぼ維持されており、保育士の専門性として相談援助はその位置づけを与えられていたと考えられる⁶⁾。

幼保一元化の議論の中で、それぞれの養成課程における教科目についても様々な変遷がみられた。保育士養成課程においては、保育士資格と幼稚園教諭免許状との両方の取得を可能とするためにその総履修単位数を削減し、どちらかといえば保育士養成課程が幼稚園教員養成課程に近づくような形を取っていた。しかし、この「相談援助」科目については保育士養成課程における位置は幼稚園教員養成課程とは異なったままであると考えられる。

保育士養成課程における相談援助関連科目の教授内容は次のようになっている⁷⁾。(資料1, 資料2)

資料1

【保育の本質・目的に関する科目】

<科目名>

相談援助(演習・1単位)

<目標>

1. 相談援助の概要について理解する。
2. 相談援助の方法と技術について理解する。
3. 相談援助の具体的展開について理解する。
4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。

<内容>

1. 相談援助の概要
 - (1) 相談援助の理論
 - (2) 相談援助の意義
 - (3) 相談援助の機能
 - (4) 相談援助とソーシャルワーク
 - (5) 保育とソーシャルワーク
2. 相談援助の方法と技術
 - (1) 相談援助の対象
 - (2) 相談援助の過程
 - (3) 相談援助の技術・アプローチ
3. 相談援助の具体的展開

- (1) 計画・記録・評価
 - (2) 関係機関との協働
 - (3) 多様な専門職との連携
 - (4) 社会資源の活用、調整、開発
4. 事例分析
- (1) 虐待の予防と対応等の事例分析
 - (2) 障がいのある子どもとその保護者への支援等の事例分析
 - (3) ロールプレイ、フィールドワーク等による事例分析

資料2

【保育の内容・方法に関する科目】

<科目名>

保育相談支援(演習・1単位)

<目標>

1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。
2. 保護者支援の基本を理解する。
3. 保育相談支援の実際を学び、内容や方法を理解する。
4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実際について理解する。

<内容>

1. 保育相談支援の意義
 - (1) 保護者に対する保育相談支援の意義
 - (2) 保育の特性と保育士の専門性を生かした支援
2. 保育相談支援の基本
 - (1) 子どもの最善の利益と福祉の重視
 - (2) 子どもの成長の喜びの共有
 - (3) 保護者の養育力の向上に資する支援
 - (4) 信頼関係を基本とした受容的かわり、自己決定、秘密保持の尊重
 - (5) 地域の資源の活用と関係機関等との連携・協力
3. 保育相談支援の実際
 - (1) 保育に関する保護者に対する指導
 - (2) 保護者支援の内容
 - (3) 保護者支援の方法と技術
 - (4) 保護者支援の計画、記録、評価、カンファレンス
4. 児童福祉施設における保育相談支援
 - (1) 保育所における保育相談支援の実際
 - (2) 保育所における特別な対応を要する家庭への支援
 - (3) 児童養護施設等要保護児童の家庭に対する支援
 - (4) 障がい児施設、母子生活支援施設等における保育相談支援

2010年告示の新保育士養成課程においては、上記の2科目が主に「相談援助」に関わる必修科目として設置されている。旧来の養成課程からの変更について、保育士養成課程検討会(2010)は次のように述べている。「『相談援助』については、社会福祉士等の養成などにおいて『社会福祉援助技術』が『相談援助』に改められたことに加え、保育との関連で相談援助の内容や方法を学習することが重要である。また、『保育相談支援』については、保育士が保護者に対する保育に関する指導に当たるため、その保育実践において活用できる内容を教授するために新設された。」としている⁸。保育士養成課程における「相談援助」関連科目の教授内容については、保育士のその職域と専門性について検討された中身となっており、その結果、保護者支援を行うためにケースワーク・グループワークといった援助技術の教授内容が求められる様になっている。

他方、幼稚園教員養成課程における「相談援助」関連科目については、次のようになっている。

相談援助に関わる科目は「教職に関する科目」における、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」として2単位修得するように設定されている。その内容としては幼稚園教員養成課程においては幼児理解の理論及び方法(例 幼児心理学)教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法(例 カウンセリング概論)を含むとされている。また、科目の名称例として、次のような名称例を挙げている。その名称例とは「幼児理解」、「幼児理解の理論と方法」、「教育相談」、「教育相談の基礎」、「教育相談の基礎と方法」、「教育相談の理論と方法」などである⁹。

その内容については、教職課程認定申請の手引きにおいて、「教職に関する科目の主旨」として記載されている¹⁰。設置の趣旨としては「現在、学校では多くの教員がいじめ、登校拒否、薬物乱用など児童・生徒の生命・健康にもかかわる問題に直面し、様々な努力にもかかわらずそれらへの決定的な対処方法が見出せないまま日々苦慮している現実を踏まえ、生徒指導上の問題等に現職教員がより適切に取り組むことができるよう、教育相談(カウンセリングを含む。)を中心に生徒指導等に係る科目の内容を充実するという考えで設定された。」とされている。

また、「とりわけ、カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を教員が持つことで、児童・生

徒をより深く理解し、より適切に接することや、カウンセラーや専門機関と円滑に連携することが可能となり、教科指導・生徒指導等の両面において高い教育効果が期待できる。」として、カウンセリングの基礎知識を体得する事の重要性について述べられている。しかし、その半面「なお、ここで求められるものはあくまで教員を志願する者がカウンセリングに関する基礎的知識を修得することであり、カウンセリングの専門家の養成そのものではないことに留意し、その趣旨の徹底が図られるべきである。」として、心理臨床家の育成を行うということではなく、カウンセリング・マインド¹¹をもって子どもや保護者の支援に当たるための知識・技能の習得が必要であると考えられている。

一方で、教育相談を担う教員については「また、ただ単に教員の資質能力の向上に期待するだけでは上記のような諸問題の解決は困難であり、家庭や地域社会の自覚と主体的取り組みが必要であることは、いうまでもない。」と記述されている。

実際の面接場面をあげ、「定期面談や三者面談など、教育相談全般についての知識と基礎的能力を育成すること」とし、さらに「養護教諭・学校医・スクールカウンセラー等の専門家等の職務の実際や連携の在り方についても学ぶことが求められる。」と締めくくっている。

これらの事柄をまとめると、幼稚園教員養成課程における「生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目」の目的としては、「カウンセラーを養成するわけではないが、カウンセリング・マインドをもって子どもや保護者と接し、面談等の教育相談全般の知識を身につけ、時には専門職と連携することの必要性について学ぶ。ただし、様々な教育に関わる問題は教員だけでは解決が難しいということも理解する必要がある。」と考えられる。

3. 幼稚園教員養成課程における「教育相談」科目の位置付け

前述のように、保育士養成課程においてはその「相談援助」関連科目の位置づけについて告示化され、教授内容についてもその内容、目標が明確に示されている。しかし、幼稚園教員養成課程においてはその教授内容については概略、趣旨と科目名の例等が示されているに過ぎない¹²。ここでは、教職課程における授業科目として「教育相談」がどのような位置づけをなされ

ているのか考察する。

「教育相談」は「教育に関する問題について、本人、親、担当教師などと面接し、科学的な知識や技術を備えた専門的カウンセラーによる評価、指導、助言の過程。」とされている¹³。また、教育相談の歴史は古いが、「第二次大戦後アメリカのガイダンス、学校カウンセリングがわが国に入ってくるまでは、進路相談、しつけ相談、学習相談が中心であった」¹⁴とされている。

藤原ら（1993）は、教育課程を設置する4年制大学に対し、調査を行い「生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目」の開講状況に関する調査を行った。その調査によれば授業科目の種類として「生徒指導」54.9%、「教育相談(カウンセリング・臨床心理)」13.0%が開講されているとしている¹⁵。もちろん、本調査は幼稚園教員養成課程に重点を絞った調査ではなく、他の種別の免許を与えるための教育課程も含まれているので全体的な傾向としては、「生徒指導」として開講されている大学が多いように見受けられる¹⁶。「生徒指導」とする科目名が多く見られるのには、文部省の立場において生徒指導は教育相談の上位概念であるとされており¹⁷、1989年になって「教育免許法施行規則の改正によって生徒指導と教育相談が同格に位置づけられた」からであると考えられる¹⁸。

幼稚園教員養成課程においては、1998年の改定をもって「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が新たな教科目と位置づけられた。「教育相談」というこの教科目は、教育職員免許法施行規則第6条の備考6において、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けの場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法を含むもの」として設置されることになった¹⁹。

しかし、これまでに概観してきたように「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が設置されることとなったが、従来の「生徒指導」やカウンセリングをベースとした「面談」の手法を取得するための科目としての色合いが強く、保育士養成課程における「相談援助」科目に含まれる「家庭支援」「保護者支援」の視点はあまり考慮されていないといえる。

4. 本学における「教育相談」科目の教授内容

筆者は本学において「教育相談」科目を担当してい

る。2010年度のシラバスを以下に掲載する。(資料3)

資料3

授業のタイトル(科目名)

教育相談(幼児理解とカウンセリングを含む)

[授業の目的・ねらい] 保育・教育の現場において、子ども達の姿をどのように捉えて援助を行うかについて学ぶ。また、保護者の姿についても様々な捉え方を行い、子ども達の家庭での育ちをどのように援助するのかを学ぶ。

[授業全体の内容の概要]

保育・教育に関わる現場で必要とされる相談援助の基礎知識やカウンセリングの基礎知識を習得する。

[授業修了時の達成課題(到達目標)] 社会福祉援助技術・で学習したことも活かしながら、様々な問題を抱える子ども達や保護者を総合的に援助できる力の獲得を目指す。

[授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法]

1)はじめに:講義にあたってのオリエンテーションを行う。社会福祉援助技術・で学んだ援助の基礎知識・方法について確認をする。

2)教育相談について:教育相談(保育相談)の概念や位置づけについて学ぶ。

3)乳幼児期の問題や問題行動の理解:教育・保育の現場で出会う子ども達が抱える様々な心身の問題について考える。とりわけ乳児期の子どもに焦点を当てる。

4)乳幼児期の問題や問題行動の理解:教育・保育の現場で出会う子ども達が抱える様々な心身の問題について考える。

とりわけ幼児期の子どもに焦点を当てる。

5)「気になる子」への対応:幼稚園や保育園、また小学校等でもいわれている、いわゆる「気になる子」について考える。

6)カウンセリング概論:カウンセリングの歴史やその発展に寄与した人物等について学ぶ。

7)カウンセリングの基礎知識:様々なカウンセリングの技法について理解を深める。

8)カウンセリングの基礎知識:カウンセリングの展開方法や「傾聴」といった基本的な姿勢について学ぶ。

9)相談の進め方:ロールプレイを用いて、実際の相談援助の進め方について交流し、学びを深める。

10)相談の進め方:ロールプレイを用いて、実際の相談援助の進め方について交流し、学びを深める。

- 11) 子育て支援と教育相談（保育相談）：子育て支援を行う際の相談援助の方法とその課題について学ぶ。
- 12) 保護者に対する理解を深めるために：援助者として向き合うこととなる保護者が抱える現代的問題や、心身の問題について学ぶ。
- 13) 専門機関、他職種との連携：相談援助を行っていく際に、クライアントにどのような選択肢があるのか、また援助者がどのように他機関・他職種と関わっていくのかについて学ぶ。
- 14) 教育相談（保育相談）の「これから」を考える：これからより求められる「相談援助職」としての保育者像について考える。また、小学校等との接続やそれらの現場が抱える問題についても学習する。
- 15) まとめと定期試験

これからの「相談援助」科目の課題としては、最近の保護者の抱える問題や保護者理解、そしてセルフヘルプグループの様に特定の問題を抱えた保護者たちを集団的にどう支援するか、また、ピアカウンセリング等々の手法により子どものみならず、保護者の支援をいかに行うか、またその技術・知識をどのように教授するかが問題になってくると思われる。

最近の保護者の抱える問題や保護者理解については、久保山ら（2009）が「気になる子ども」「気になる保護者」についての調査を行っている²⁰。

その自由記述において「保育者の話が伝わらない」、「子どものことや必要なことを話さない」などコミュニケーションに関するような項目や、「子どもに対して過保護、過干渉」「子どもに対して乱暴」「子ども観や子どもの見方が気になる」など保護者の養育態度に関わるような項目、さらには「保護者の病気や病的な状態」など保護者そのものが問題を抱えているような項目などに分類を行って分析している。

保育現場において保育者が感じている保護者の状況であり、昨今の社会的な問題となっている虐待事例など相談援助を行う対象、つまり保護者に対する理解を深める必要があるように思われる。しかしながら、保育士養成課程・幼稚園教員養成課程共に、具体的な保護者の抱える問題を理解する、もしくは学習するという内容については教授内容には示されていない様に思われる。「保護者との連携」は、保育士・幼稚園教員両養成課程において、共に大切にされている。しかしながら、実際には精神疾患に罹患している保護者であっ

たり、また軽度発達障害を抱える保護者への対応など「保護者」そのものが何らかの問題を抱えている場合について、どの様な対応を行うのかについては教授内容としてあげられていない。

その為実際に学生に教授する際には、保護者に対する理解を深められる様な工夫や授業の組み立てが必要であると考え²¹。

他の専門科目や一般教養、基礎科目等で現代の子育て事情や、保護者の姿については学習することもあるが²²、「相談援助」科目においてそのような「保護者理解」に関する授業や項目立ての必要性があるのではないと思われる。また、「保護者理解」に関連する科目との整合性や系統性についても、「教育相談」の科目担当者は配慮しなければならないと思われる。

また、保育士養成課程においては地域の子育て支援や保育所に通っていない子どもたちの保護者に対する支援についても「相談援助」、「保育相談支援」等の科目の中でその支援について触れている。つまり、子どもの心身の健全な発達を保障するためには、地域の子育て家庭に対する支援についても重要視していると考えることができる。同様に幼稚園教育要領においても「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を解放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と記述されている。しかしながら、幼稚園教員養成課程においては地域とどのように連携し、また子育て支援を行ったとしてもそこに集まる保護者たちにどのようなアプローチをするのか、といった具体的な内容が示されていない。

実際の保護者支援においても、様々な形態が考えられる。文部科学省の示す教職科目の趣旨においては三者面談や懇談会といった場面のイメージが非常に強く表れている。しかし、セルフヘルプ・グループのように、自らが抱える問題について当事者自身が会話をしたり、ピアカウンセリングによって学生同士が交流することでカウンセリングを行ったり、親同士をつなげていく役割を担ったりと必ずしも専門家としてのカウンセラーが中心とならない場合においても、カウンセリング活動を行うことがある。

特に、子育ての問題を抱える保護者支援について中原（2009）は、「セルフヘルプ・グループ」の活用をあげている²³。セルフヘルプ・グループによる当事者同士の相互理解や当事者同士の支え合いによって、子育て

に関する様々な問題を解決したり、ストレスコーピングするためには、セルフヘルプ・グループそのものを運営する知識や技術が保育者に求められる。セルフヘルプ・グループにおいて、ファシリテーターとしての役割を保育者がどのように担うことができるか、またその具体的な運営方法についても「相談援助」科目の教授内容として、含むように工夫する必要があるのではないだろうか。

また、藤原ら（1993）は前述の調査の中で自由記述をまとめている。その中に「教育相談・生徒指導を重視した意見」として、「教育相談の中で、あり方・生き方を重視している」、「青年期の精神衛生を中心課題としている」や「問題行動の事例を詳しく伝え、教育現場を理解させる」といった回答を得ている²⁴。これらの回答は教育相談や生徒指導という科目の中で、具体的な保護者に対する相談支援の知識や技術ばかりでなく、自らに対する評価（自己評価）や自らの抱える悩みや特性などについて考える（自己覚知）機会を設け、取り組んでいる様子を示している。つまり、援助を必要とする対象者の理解ばかりでなく、またその援助者としての自らを省みる経験が必要と教科担当者が考えていると思われる。このことについては、中原（2010）は保育士養成課程における「社会福祉援助技術」の教授内容として、重視すべきではないかと述べている²⁵。

前述のように保育士養成課程における「相談援助」科目はその様な保護者の支援についても一定視野に入れるよう教授内容が示されていると考えられる。その為、従来のカリキュラムにおける「社会福祉援助技術」、新カリキュラムにおける「相談援助」についてはソーシャルワークの実践と演習が教授内容として含まれている。

保育士資格・幼稚園教諭免許状、いわゆる2免を同時取得する場合においては、そのようなソーシャルワークの実践に関連する事項については保育士養成課程に設置されている科目で学ぶことができる。しかし、小学校教諭免許と幼稚園教諭免許を取得する場合においてはソーシャルワークといった福祉的アプローチについてなかなか学習する機会を持つことは難しい。

本学における「教育相談」は、現代の子どもたちが抱える発達上の問題と保護者支援に必要とされるカウンセリングの基礎知識を含んでいる。また、文部科学省の示す教職科目としての「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」において、まだ重視されて

いないと考えられる保護者理解や保護者支援についても取り上げるように工夫をしている。これらの項目を「教育相談」の中に取り入れた理由としては、保育所、幼稚園の現場において実践的に相談援助活動を行う際に必要不可欠な知識や技術であると考えられるからである。

保育士養成課程における「相談援助」科目においては、ソーシャルワークの基本について学び、相談援助の技法など現場において必要とされる相談援助技術の基礎を学ぶことになる。その上で「保育相談支援」科目において、保護者との接し方や日常的な実践の場における保護者に対する相談支援の方法について学ぶことになる。この科目においてはさらに、保育所以外の児童養護施設などの児童福祉施設における相談援助のあり方についての教授内容に触れられている。これらは保育士養成課程において保護者の支援を重視し、より実践的な知識と技術の習得をめざす事の表れであると考えられる。

本学においては保育士資格と幼稚園教員免許の2免取得が可能なカリキュラムを構成している。この事を念頭に置いた上で、本学における「教育相談」科目については次のような視点を持ち、学生に教授していく必要があるだろう。

まず、子ども達の抱える様々な問題とそれに向き合う保護者を支援するという保育者の職務を理解する。その為に子ども達の発達について理解し、また障害に対する理解や知識も必要となる。さらには子ども達の発達を家庭で日常的に支える保護者の相談に応じ、そのニーズを把握し支援する為の知識や技術も必要となる。

その為には「教育相談」科目において他の教科科目で学習したことについても再度触れ、「教育相談」を実践するために必要な知識や技術を総合的に用い、子どもや保護者を支援する為の実践力を身につける教授内容が必要であると考えられる。

おわりに

幼稚園教員養成課程と保育士養成課程における「相談援助」に関連する科目について、その成り立ちと必要とされる教授内容等について検討を行ってきた。幼稚園教諭・保育士共に、幼稚園教育要領や保育所保育指針において「保護者支援」の重要性について明記されている。しかし、幼稚園教員養成課程における「相談援助」科目については保護者支援の重要性を踏まえ

た教授内容にはなっておらず、保護者支援に関連した教授内容を取り入れるべきだと考える。具体的には保護者に対する理解や保護者の抱える問題の受け止め方などを教授内容として含める必要があるだろう。

近年、「幼保一元化」に関する議論が高まる中、養成課程においてもカリキュラム改定など様々な動きが見られる。保育士養成課程においては将来的な展望を含め、保育士資格・幼稚園教諭免許状を同時取得できるような工夫を行ってきている。そこには教育・福祉との分野の違いはあれども、「子ども」の発達を保障し、健やかに育てていくという点については共通している。そのことはまた、その子どもたちの保護者に対する支援についても、同様であるということができよう。

もちろん子どもの成長、発達を援助する専門職として、自己の確立と他者理解（カウンセリングの基本的な項目であるが）や実際の子どもの姿を観察し、調査、アセスメントするための知識、技量、さらには心理職などの他の専門職からのコンサルテーションをうけるための心構え等についても教授する必要があるだろう。

昨今の虐待問題など、乳幼児、児童の分野における養育や養護に関わる問題は多い。だからこそ、幼稚園教員養成課程における「相談援助」科目に当たる「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」においては心理的援助の知識や技術のみならず、現場実践に必要なソーシャルワークの考えなど福祉的な教授内容を取り入れていくことが望ましいのではないかと考える。

- 1 厚生労働省告示第 141 号「保育所保育指針」（平成 20 年）
- 2 文部科学省告示第 26 号「幼稚園教育要領」（平成 20 年）
- 3 保育所保育指針においては保育所における保護者に対する支援の基本として 7 項目、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援として 6 項目、地域における子育て支援として 3 項目の細目が挙げられている。この点は幼稚園教育要領においては見られない事柄である。
- 4 厚生労働省「市町村児童家庭相談援助指針について」、2010/11/08
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-sin-honbun1.html#section01>
市町村における児童家庭相談援助の基本として記述されている。
- 5 社団法人全国保育士養成協議会、2006、「保育士養成シ

ステムのパラダイム転換」、『保育士養成資料集』、44、p.39

- 6 しかし、1970 年の改定においては「社会福祉」「社会福祉」という科目設定となり、この時期においては「相談援助」につながるような科目名の科目設定は行われていなかった。後に 2001 年の改定において、社会福祉を社会福祉援助技術として科目設定が行われた。
- 7 厚生労働省保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」2010 年 3 月
- 8 厚生労働省保育士養成課程等検討会「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」2010 年 3 月
- 9 文部科学省「科目の名称例・教職科目の趣旨等教職に関する科目の名称例」、2010/09/29、
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1268597.htm
- 10 文部科学省『教職課程認定申請の手引き』、2009、p.257
- 11 高野清純他編、1994、「学校教育相談 カウンセリング事典」、p.163 によると「カウンセリング・マインド」とはカウンセリングの基本姿勢を支えるカウンセラー（あるいは教師）の内面を象徴する和製英語である。とされている。また、「カウンセリングの考え方・方法に基づく授業とか、「カウンセリング的配慮による生徒指導」などとの表記を簡潔に「カウンセリング・マインド」という用語が使用される様になったとされる。
- 12 ここには、教育課程における教科設定の考え方について根本的な概念等は示されてはいる。
- 13 高野清純他編、1994、「学校教育相談 カウンセリング事典」、p.177
- 14 生田純子、1993、「学校教育相談の動向 - 専任カウンセラーの学校への導入を巡って - 」、『東海女子大学紀要』、13、p.101、東海女子大学
- 15 藤原正光、横山明子、榎本和生、1993、「教職課程の授業科目『生徒指導・教育相談及び進路指導に関する科目』の開講状況に関する調査」、『日本進路指導学会研究紀要』、14、p.58、日本キャリア教育学会
- 16 藤原正光、横山明子、榎本和生（前掲書） p.58
- 17 文部科学省によると、「生徒指導の諸側面には、学習指導、進路指導、教育相談等が含まれる。」となっている。文部科学省『教職課程認定申請の手引き』、2009、p.255 による
- 18 生田純子、1993、「学校教育相談の動向 - 専任カウンセラーの学校への導入を巡って - 」、『東海女子大学紀要』、13、p.101、東海女子大学
- 19 対して、小学校以上の「教育相談」等関連の科目は「小

学校、中学校、又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。」とされている。幼児理解に関わる部分が生徒指導、となりさらに進路指導が含まれる教科設置となっている。

- 20 久保山茂樹、齋藤由美子、西牧謙吾、當島茂登、藤井茂樹、滝川国芳、2009、「『気になる子ども』『気になる保護者』についての保育者の意識と対応に関する調査 - 幼稚園・保育所への機関支援で踏まえるべき視点の提言 - 」、『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』、36、p.65、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 21 石川正一郎、藤井泰、2010、『エッセンス学校教育相談心理学』、pp.163-166。北大路書房においては、保護者に対する支援という項目の中で現代の保護者像、保護者の実態などについて記述されている。保護者の実態としては、「子育ての不安をだれにも相談できずに1人で抱えている。」「子どものことよりも自分のやりたいことを優先する未熟な保護者も増えてきた」などいくつかの例について言及している。また、家族そのものへの支援として、現代の家族が抱える問題として「別居」「異性問題」「アルコール依存」などをあげている。
- 22 科目としては保育士養成課程における「家族支援論」や一般教養における「社会学」や「現代家族論」等で「家族」が抱える問題として、取り上げられることが多い。
- 23 中原(2009)は親の会活動を通して、自己に対する認識が変容し、子どもや社会に対する認識が変化する。その上で、「子育て支援グループにおいても親自身が自らと社会との関係について振り返り、また自分自身の認識を変容させる事で、よりよい子育て、子どもとの関係を気づけることになるのではないだろうか。」とセルフ・ヘルプグループによる子育て支援の在り方について述べている。中原大介、2009、「親の会活動とセルフ・ヘルプグループについて～登校拒否・不登校に関わる親の会活動から子育て支援へ～」、『大阪健康福祉短期大学紀要「創発」』、8、p.72。大阪健康福祉短期大学
- 24 藤原正光、横山明子、榎本和生(前掲書) p.65
- 25 中原(2010)は社会福祉援助技術の教授内容に追加して、教授している内容について「対人援助職としての『自己覚知』の大切さ、とくに自らの価値観と他者の価値観の差異を自覚することの大切さを理解する。」や「対人援助の基礎を学ぶことで学生達の生き方を再考する機会

を提供するという視点を持ちながら学生達に向き合う必要性がある」としている。中原大介、2010、「保育士養成課程における「社会福祉援助技術」導入の経過と教育実践に関する研究」、『大阪健康福祉短期大学紀要「創発」』、9、p.97、大阪健康福祉短期大学

A Study on the Contents of Social Work for Nursery Teacher's Training Course in Early Childhood Care and Education

-The Viewpoint of "Social Work" in the Teacher Training Course-

Daisuke Nakahara*

Abstract

Subjects related to "social work" in nursery teacher's training course and kindergarten teacher's are examined in this paper. Especially, "educational counseling" in kindergarten teacher's training course was compared with "social work" in nursery teacher's. As a result, it was found that the importance of supporting children's parents was stressed in the subject in nursery teacher's training course, but the theme was missed in the same subject in kindergarten teacher's. Therefore, some subjects introducing the importance of supporting parents should be placed as a compulsory subject in kindergarten teacher's training course. In other words, "educational counseling" should be placed as a subject including the function of "social work". Under these considerations, the importance of supporting parents and teaching the supporting skills are to be inquired to make a new proposal in regard to the contents of the subject, "educational counseling".

Key words: educational counseling, parents support, social work, nursery teacher's training course, kindergarten teacher's training course

* Osaka College of Social Health and Welfare
Contact Address:
〒590-0014 2-8 Tadei-cho, Sakai-ku, Sakai City, Osaka
Osaka College of Social Health and Welfare
Department of Child Care and Education
E-mail: d.nakahara@kenko-fukushi.ac.jp